

富行第172号
平成29年9月7日

関係各位

富山県行政書士会
会長 大塚 謙二



会員が懲戒処分を受けたことについて

一部報道がなされたとおり、平成29年9月5日、本会所属会員である行政書士が、富山県知事から「3月間の業務の停止」の懲戒処分を受けました。

処分理由は、受任した成年後見業務に関し、その一部行為が裁判所から重大な不正行為であると認定され民法の規定により成年後見人を解任されたこと、そして同行為と成年後見人を解任されたことは行政書士の信頼を著しく失墜させるものであり、行政書士法第14条に定める「行政書士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するとされ、さらには、行政書士の信用又は品位を害する行為の禁止を定めている同法第10条にも違反しているとされたものです。

そして以上のことは、日本行政書士会連合会会則第59条及び第60条並びに本会会則第51条及び第52条に違反することから会則の遵守義務を定めている同法第13条の規定にも違反するとされました。

また、事務所には、報酬の額の掲示がされていませんでした。このことは、業務に関し受ける報酬の額の掲示義務を定めている同法第10条の2第1項の規定にも違反するとされました。

当該行政書士によるこの行為は、行政書士及び成年後見制度の信頼を著しく失墜させるものであり、大変遺憾であります。当事者となられた方々に深くお詫び申し上げますとともに、関係者の皆様にご迷惑やご心配をお掛けしましたことにつきまして、大変申し訳なく思っております。

行政書士として、県民の皆様が必要とされ、その信頼に応えることが私たちの使命であります。県民の皆様の信頼を取り戻すべく、会員の指導を徹底するなど、さらなる努力を重ねてまいりますので、行政書士制度に対する一層のご理解をお願い申し上げます。